

2 医業経営の規制等に関する資料

開設者別病院数内訳

平成11年10月1日現在

	実 数	構成割合(%)
総数	9,286	100
国	370	4
厚生省	229	2.5
文部省	61	0.7
労働福祉事業団	39	0.4
その他	41	0.4
公的医療機関	1,368	14.7
都道府県	309	3.3
市町村	762	8.2
日赤	95	1
済生会	76	0.8
北海道社会事業協会	7	0.1
厚生農業協同組合連合会	116	1.2
国民健康保険団体連合会	3	0
社会保険関係団体	131	1.4
全国社会保険協会連合会	53	0.6
厚生年金事業振興団	7	0.1
船員保険会	3	0
健康保険組合及びその連合会	18	0.2
共済組合及びその連合会	49	0.5
国民健康保険組合	1	0
公益法人	394	4.2
医療法人	5,299	57.1
学校法人	98	1.1
株式会社	68	0.7
その他の法人	277	3
個人	1,281	13.8

医療法人制度の概要

1 根 拠

- (1) 医療法に基づく法人であり、昭和25年の医療法改正により制度が創設された。
- (2) 制度創設の趣旨は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することにあった。

2 設 立

- (1) 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団（持分の定めのあるもの、持分の定めのないもの）又は財団であること。（医療法第39条）
- (2) 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ設立することができない。ただし、2以上の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものについては、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（医療法第44条）
- (3) 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。（医療法第41条）

3 運 営

- (1) 医療法人は、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。
ただし、理事については、都道府県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合は、3人未満の理事で足りる。（医療法第46条の2）
- (2) 理事のうち1人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。
ただし、都道府県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合は、この限りでない。（医療法第46条の3）
- (3) 医療法人は、原則としてその開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えなければならない。（医療法第47条）
- (4) 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。（医療法第54条）

- (5) 医療法人のうち、役員と同族支配の制限等公的な運営の確保、残余財産の帰属先の制限等の要件を満たし、地域において安定的かつ公正な医療を提供できる医療法人を「特別医療法人」という。(医療法第42条第2項)

4 業 務

- (1) 医療法人は開設する病院等の業務に支障のない限り、定款及び寄付行為の定めるところにより医療関係者の養成、介護事業等の附帯業務を行うことができる。(医療法第42条第1項)
- (2) 特別医療法人は、その開設する医療施設の業務に支障のない範囲で、その収益を医療施設の経営に充てることを目的として、介護事業等の厚生労働大臣の定める収益業務を行うことができる。(医療法第42条第2項)

5 課 税

- (1) 一般に、法人税法上は普通法人として取り扱われており、株式会社等と同一の税率(30.0%)が適用される。(法人税法第66条)
- (2) 公益性に関する一定の要件を満たすものとして財務大臣の承認を受けた医療法人(いわゆる「特定医療法人」)については、法人税について公益法人並みの軽減税率(22%)が適用される。(租税特別措置法第67条の2)
- (3) 事業税(自由診療分)については、軽減税率が適用されている。
(地方税法72条の14)

種類別医療法人数の年次推移

年 別	医 療 法 人						特 定 医 療 法 人			特 別 医 療 法 人				
	総 数	財 団	社 団		一 人 医 師 医 療 法 人 (再 掲)	総 数	財 団	社 団	総 数	財 団	社 団	総 数	財 団	社 団
			持 分 有	持 分 無										
昭和 4 5 年	2,423	336	2,087	2,007	80	89	36	53						
5 0 年	2,729	332	2,397	2,303	94	116	41	75						
5 5 年	3,296	335	2,961	2,875	86	133	48	85						
6 0 年	3,926	349	3,577	3,456	121	159	57	102						
6 1 年	4,168	342	3,826	3,697	129	163	57	106	179					
6 2 年	4,823	356	4,467	4,335	132	174	58	116	723					
6 3 年	5,915	355	5,560	5,421	139	179	58	121	1,557					
平成 元 年	11,244	364	10,880	10,736	144	183	60	123	6,620					
2 年	14,312	366	13,946	13,796	150	187	60	127	9,451					
3 年	16,324	366	15,958	15,800	158	189	60	129	11,296					
4 年	18,414	371	18,043	17,877	166	199	60	139	13,205					
5 年	21,078	381	20,697	20,530	167	206	60	146	11,665					
6 年	22,851	381	22,470	22,294	176	210	60	150	17,322					
7 年	24,725	386	24,339	24,170	169	213	60	153	19,008					
8 年	26,726	392	26,334	26,146	188	223	63	160	20,812					
9 年	27,302	391	26,911	26,716	195	230	64	166	21,324					
1 0 年	29,192	391	28,801	28,595	206	238	64	174	23,112					
1 1 年	30,956	398	30,558	30,334	224	248	64	184	24,770					
1 2 年	32,708	399	32,309	32,067	242	267	65	202	26,045			8	2	6
1 3 年	34,272	401	33,871	33,593	278	299	65	234	27,504			18	3	15

注：平成8年までは年末現在数、9年以降は3月31日現在数である。

資料：厚生労働省調べ

医療法人の種類

項目	医療法人	特別医療法人	特定医療法人
根拠	医療法第39条等	医療法第42条第2項	租税特別措置法第67条の2
承認要件	都道府県知事の認可 資産要件(病院又は介護老人保健施設を開設する場合は自己資本比率20%以上)、役員数(理事3人・監事1人以上)、理事長(医師又は歯科医師)等の基準を満たしていること。	都道府県知事による定款変更の認可 医療法人のうち、法人の財産が個人に帰することがなく、社会福祉法人等と同様に公的な運営が確保されているもの	財務大臣の承認 医療法人のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることについて財務大臣の承認を受けたもの
具体的な要件			
①法人形態	・財団又は社団(持分の定めのある社団又は持分の定めのない社団) ・特段の制限なし	・財団又は持分の定めのない社団 →定款変更によるものであること ・社会保険診療に係る収入金額の合計額が、全収入金額の8割を超えること ・自費患者に対し請求する金額は社会保険診療と同一の基準により計算されること ・同族役員の制限(1/3以下) ・特別利益の付与の禁止 ・国、地方公共団体(法律)又は特別医療法人	・財団又は持分の定めのない社団 ・診療報酬額が健康保険法の規定により算定される額を超えること ・同族役員の制限(4/10以下) ・特別利益の付与の禁止 ・国、地方公共団体又は財団又は持分の定めのない社団
②診療報酬額			
③役員構成制限	・同族役員の制限なし		
④利益の付与	・特段の制限なし		
⑤残余財産の帰属先	・定款(寄附行為)に定める者		
⑥医療施設の規模等	・特段の制限なし	・以下①②の要件を満たすこと ① 特例許可の対象となる病床を有すること ② 下記のいずれかに該当すること ア) 40床以上であること イ) 救急告示病院であること ウ) 公益の増進に寄与する事業を営んでいること	・以下のいずれかの要件を満たすこと ア) 40床以上であること イ) 救急告示病院であること ウ) その他公益の増進に寄与する事業を営んでいること (例)・病床不足地域に所在していること ・医学的研究のための付随施設 ・差額ベッドは20%以下、平均5,000円以下 ・給与は年間一人当たり3,600万円
⑦差額ベッド	・特段の制限なし	・特段の制限なし	
⑧給与の制限	・特段の制限なし	・給与は年間一人あたり3,600万円以下	
その他	・法人税率(30%) ・収益事業は行えない	・法人税率(30%) ・一定の収益事業を行うことができる	・法人税率(22%) ・収益事業は行えない

医療法人と他法人の比較

	医療法人	株式会社	民法法人	社会福祉法人	学校法人
設立根拠	<p>医療法第39条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、医師又は歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団 	<p>商法第165条</p> <p>株式会社ヲ設立スルニハ発起人定款ヲ作ルコトヲ要ス</p>	<p>民法第34条</p> <p>祭祀、宗教、慈善、学術、公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主管官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得</p>	<p>社会福祉法第22条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人 ・社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービス等の質の向上および事業経営の透明性の確保を図らなければならない。 	<p>私立学校法第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人
設立行為	<p>医療法第44条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事の認可 <p>医療法第68条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の都道府県で医療を行う場合は、厚生労働大臣の認可 	<p>商法第167条</p> <p>公証人による定款の認証</p>	<p>民法第34条</p> <p>知事の認可</p>	<p>社会福祉法第31条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事の認可 <p>社会福祉法第30条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市の区域内で事業を行う場合は、指定都市の長の認可 ・中核市の区域内で事業を行う場合は、中核市の長の認可 ・2以上の都道府県で事業を行う場合は、厚生労働大臣の認可 	<p>私立学校法第30条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立大学、私立高等専門学校を設置する場合は、文部科学大臣の認可 ・その他の私立学校を設置する場合は知事の認可
資産要件	<p>医療法第41条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うに必要な資産を有すること。 	<p>商法第168条の4</p> <p>資本金1,000万円以上</p>	<p>法規定なし</p>	<p>社会福祉法第25条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業を行うに必要な資産を備えること。 	<p>私立学校法第25条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその経営に必要な財産を有すること。

	医療法人	株式会社	民営法人	社会福祉法人	学校法人
	<p>規則第30条の34</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の100の20に相当する額以上の自己資本を有しなければならぬ。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。 <p>厚生労働大臣の定める基準(通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の開設するすべての病院及び介護老人保健施設について、これらの用に供される土地、建物のいずれかを所有していること。 <p>(設立後1年までは20%の自己資本が必須)(通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の土地、建物等は、賃貸借契約による場合でも、確実なものである場合には差し支えない。 ・新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合は、2か月分以上の運転資金を有していること。 			<p>審査基準(局長通知)</p> <p>①社会福祉施設 社会福祉施設の用に供する不動産(ただし、不動産が行政主体からの貸与などを受けている場合は、100万円以上に相当する資産)を基本財産とすること。</p> <p>②社会福祉施設以外 原則として1億円以上の資産を基本財産とするこ と。</p>	<p>審査基準(告示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置経費の財源としての寄付金のほか、申請時において、大学等の開設年度の経常経費に相当する額の寄付金が収納されていること。

	医療法人	株式会社	民法法人	社会福祉法人	学校法人
事業等	<p>医療法第42条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない範囲で附帯業務を行うことができる。 ①医療関係者の養成、再教育 ②医学、歯学に関する研究所の設置 ③精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助事業の実施 ④疾病予防運動施設、疾病予防温泉利用施設の設置 ⑤その他保健衛生に関する業務等 		<p>公益法人指導監督基準*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。 ①当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。 ②事業内容が、定款又は寄付行為上具体的に明確化されていること。 ③営利企業として行うのが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものではないこと。 	<p>社会福祉法第26条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができる。 <p>審査基準（局長通知）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業に支障がないこと。 ・事業規模は従たる地位にあること。 ・収益は社会福祉事業又は公益事業に充てること。 ・社会福祉と関連があること。（介護老人保健施設、介護福祉士養成施設、有料老人ホーム等の経営） 	<p>私立学校法第26条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため収益事業ができる。
収益事業	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人は、収益事業は行えない 医療法第42条第2項 ・特別医療法人は、開設する病院等の業務支障のない限り、その収益を法人が開設する病院等の経営に充てることを目的として収益業務を行うことができる。 収益事業の種類（告示） ・医療用具の販売業、寝具貸付業、配食サービス業等 		<p>公益法人指導監督基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益事業の支出総額は、可能な限り支出総額の2分の1以下に止めること ・収益事業の利益は公益事業のために使用するものとし、その額は可能な限り利益の2分の1以上とすること 	<p>社会福祉法第26条業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業又は一定範囲の公益事業（介護保険法上の事業など）に充てることを目的として収益事業を行うことができる。 <p>審査基準（局長通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益事業は従たる地位になければならない。 	

	医療法人	株式会社	民法法人	社会福祉法人	学校法人
設立認可基準	<p>医療法第45条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第41条に規定する資産要件に該当しているか、定款等の内容が法令の規定に違反していないかどうかかを審査した上で認可を決定しなければならない。 ・設立認可又は不認可の処分をする場合は都道府県医療審議会（国の場合は社会保障審議会）の意見を聞かなければならない。 			<p>社会福祉法第32条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第25条の資産要件に該当しているかどうか、定款内容及び設立手続きが法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で認可を決定しなければならない。 	<p>私立学校法第31条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校法第25条の資産要件に該当しているか、寄付行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で認可を決定しなければならない。 ・寄付行為の認可をする場合には私立学校審議会の意見を聴かなければならない。
役員（理事等）	<p>医療法第46条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事3人以上 <p>ただし、知事の認可があれば理事は1人又は2人で可（1人医師医療法人）（運営管理指導要綱）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の数、事業規模等の実態に即したものでなければならない。 	<p>商法第255条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役3人以上 <p>商法第273条 274条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役 	<p>民法第52条、58条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事1人以上 ・監事1人以上 <p>（公益法人指導監督基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の数、事業規模等からみて適正な数とすること。 	<p>社会福祉法第36条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事3人以上 ・監事1人以上（局長通知） ・理事6～15人以上 ・監事1人以上 	<p>私立学校法第35条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事5人以上 ・監事2人以上
（任期）	<p>（モデル定款 通知）</p> <p>2年</p>	<p>商法第256条</p> <p>取締役 2年以内</p> <p>商法第273条</p> <p>監査役 3年以内</p>	<p>（公益法人指導監督基準）</p> <p>原則2年</p>	<p>社会福祉法第36条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年を超えることはできない <p>審査基準（通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設を運営する法人にあっては、1人以上の施設長が理事として参加すること。 	<p>規定なし</p>
（施設の管理者等）	<p>医療法第47条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、すべての病院、介護老人保健施設の管理者を理事にしなければならぬ。 				<p>私立学校法第38条</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事となる者 ①私立学校の校長 ②評議員のうちから選任された者

	医療法人	株式会社	民法法人	社会福祉法人	学校法人
(欠格条項)	<p>医療法第46条の2第2項</p> <p>①成年被後見人又は被保佐人</p> <p>②医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるとなるまでの者</p> <p>(運営管理指導要綱)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に法人運営に参画できなない者が名目的に選任されていることは適当でない。 ・法人と関係のある特定の利法人の役員が、法人の役員として参画していることは、非営利という観点から適当でない。 	<p>商法第254条の2</p> <p>①成年被後見人又は被保佐人</p> <p>②破産の宣告を受け復権せざる者</p> <p>③商法、監査特例法(※)又は有限会社法に定める罰により刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるとなる日から2年を経過しない者</p> <p>③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるとなるまでの者</p>	<p>(公益法人指導監督基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事のうち同一の親族、特定企業の関係者が占める割合はそれぞれ理事数の1/3以下とすること。 	<p>社会福祉法第36条</p> <p>①成年被後見人又は被保佐人</p> <p>②生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行は終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるとなるまでの者</p> <p>④所轄長の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員(局長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に法人運営に参画できなない者を役員とすることとは望ましくない。 ・理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。 <p>社会福祉法第36条第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の1/2を超えて含まれてはならない。 	<p>学校教育法第9条(準用規定)</p> <p>①成年被後見人又は被保佐人</p> <p>②禁固以上の刑に処せられた者</p> <p>③免許取り上げ処分後、2年を経過しない者</p> <p>④日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成又は加入して者</p> <p>私立学校法第38条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。

(評 議 員)	医療法人 (モデル定款 通知) ・財団 評議員としての職務を行 使できない者が名目的に 選任されていることは適 当でないこと。	株式会社	民法法人 (公益法人指導監督基準) ・財団法人には、評議員を 置き、理事及び監事の重要 任機関並びに法人の重要 事項の諮問機関として評 議員会を置くこと。 ・原則として、理事、監事 を兼ねないこと。 評議員は同一の親族、特定 の企業、所管する官庁の 出身者及び同一の業界関 係者占める割合は評議員 会を実質的に支配するに 至らない数とすること。	社会福祉法人 社会福祉法第 42 条 ・評議員会を置くことがで きる。 審査基準 (通知) ・評議員会を置くこと。 ただし、保育所経営のみ の法人は除く (局長通知) ・評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員を もって組織する。	学校法人 私立学校法第 41 条 ・評議員会は理事の定数の 2 倍を超える評議員をも って構成する。
監 事 等 (監 事 の 職 務)	医療法第 48 条 ・監事は、理事又は法人の 職員との兼職禁止。 民法第 59 条 (準用規定) ①法人の財産状況を監査す ること。 ②理事の業務執行状況を監 査すること。 ③財産状況又は業務執行に ついて不整を発見した際 は、総会又は主務官庁に 報告すること。 ④③の報告のため必要があ るときは、総会を招集す ること。	商法第 273 条、第 274 条 (監査役の権限) ①取締役の職務の執行を監 査することができる。 ②いつでも、取締役その他 使用人等に対し、営業の 報告を求め、会社の業 務、財産状況を調査する ことができる。	民法第 59 条 ①法人の財産状況を監査す ること。 ②理事の業務執行状況を監 査すること。 ③財産状況又は業務執行に ついて不整を発見した際 は、総会又は主務官庁に 報告すること。 ④③の報告のため必要があ るときは、総会を招集す ること。	社会福祉法第 41 条 ・監事は、理事、評議員又 は法人の職員との兼職禁 止。 社会福祉法第 40 条 ①理事の業務執行状況を監 査すること。 ②法人の財産状況を監査す ること。 ③①、②の結果、不整の点 があることを発見した際 の評議員会 (ない場合は 又は所轄庁) へ報告する こと。 ④③の評議員会への報告の ために必要があるとき は、理事に対し評議員会 の招集を請求すること。 ⑤理事の業務執行状況及び 法人の財産状況について て、理事に意見を述べる こと。	私立学校法第 39 条 ・監事は、理事又は法人の 職員との兼職禁止。 私立学校法第 37 条第 4 項 ①法人の財産状況を監査す ること。 ②理事の業務執行状況を監 査すること。 ③法人の財産状況又は理事 の業務執行の状況につい て監査した結果、不整の 点を発見した際は、所轄 庁又は評議員へ報告する こと。 ④③の報告のため必要があ るときは、理事長に評議 員会の招集を請求するこ と。 ⑤法人の財産状況又は理事 の業務執行状況に対し理 事に意見を述べること。